

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第49回

中国における紛争解決(その2)

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

前回は、中国に進出した日本企業が紛争を終局的に解決する手段のうち、仲裁制度を検討した。そこで、今回及び次回は、訴訟制度の概要及び具体的な注意点を取り上げて検討することとしたい。

一 訴訟制度の概要

Q1: 合弁企業A社は、中国企業B社に対して商品を販売しましたが、B社は、いつまで経っても代金を支払いません。そこで、A社は、中国において、B社に対して契約上の義務を履行することを求めて訴訟を提起することを検討しています。そこで、中国における訴訟制度の概要を教えてください。

A1: 中国には、基層、中級、高級、最高などの各人民法院があり、事件の訴額の大きさなどによっていずれかの人民法院が事件を審理します。審理は当事者の人民法院に対する訴えの提起によって開始され、人民法院による文書の送達や法廷調査、法廷弁論などの審理を経て、判決が下されます。当事者が第一審判決に不服がある場合には、上訴することができます。また、当事者が判決に任意に従わない場合は、人民法院によって強制執行することができます。

1 中国における訴訟制度

中国においては、基層、中級、高級、最高などの各人民法院が裁判権を行使する(人民法院組織法第2条)。事件の訴額の大きさ、重大性、地域、事件の種類、当事者の合意などによって、基層、中級、高級、最高などの各人民法院のうちの一つないし複数の人民法院が第一審人民法院として管轄権を有する(民事訴訟法第18条以下「審級管轄」、第22条以下「地域管轄」など)。

基層人民法院は、県・市などに設置され(人民法院組織法第18条)、中級人民法院は、省・自治区内の地区などに設置され(同法第23条)、高級人民法院は、省・自治区・直轄市などに設置されている(同法第26条)。最高人民法院は、中国の最高裁判機関であり(同法30条第1項)、北京に設置されている。

中国は二審制を採用しているため(民事訴訟法第10条)、判決に不服のある当事者は、「一

級上級」の人民法院に上訴することができる(民事訴訟法第147条)。したがって、例えば、基層人民法院が第一審であった場合には、基層人民法院の一級上級である中級人民法院に上訴することができ、高級人民法院が第一審であった場合には、高級人民法院の一級上級である最高人民法院に上訴することができる。

2 中国における訴訟手続の流れ

訴訟手続の流れを①訴訟提起・送達、②開廷審理、③判決、④上訴、⑤執行の順で簡単に説明する。

① 訴訟提起・送達

訴訟は、原告が人民法院に対して、原則として訴訟請求及び根拠となる事実・理由などを記載した訴状を提出することによって提起される(民事訴訟法第109条第1項)。人民法院は、訴状を審査した後、訴訟の提起に適合すると認める場合は当事者に通知する(同法第112条)。

② 開廷審理

事件の審理は原則として公開しなければならない(民事訴訟法第120条第1項)。この点、訴訟は、非公開の仲裁と比べると、秘密を保持できないというデメリットがある。

人民法院は、日本の証拠調べ手続に類似する「法廷調査」(同法第124条)及び日本の口頭弁論手続に類似する「法廷弁論」を行い(同法第127条)、事件を審理する。

③ 判決

「法廷弁論」が終結した後、人民法院は認定した事実や理由・適用した法律根拠などを記載した判決書を作成し、判決を下す(民事訴訟法第138条、第128条)。

④ 上訴

第一審判決に不服のある当事者は、上訴の請求・理由などを記載した上訴状を、原審を通じて一級上級の人民法院に提出することにより上訴を行う(民事訴訟法第147条～第149条)。この点、訴訟は、上訴制度がない仲裁に比べて、慎重な判断を期待できるというメリットがある。その反面、一概には言えないが、訴訟は紛争解決までの時間が長くなるというデメリットがある。

⑤ 執行

人民法院の判決を当事者が任意に履行しない場合には、相手方当事者は、人民法院に対

して執行を申立てることができ(民事訴訟法第216条)、第一審の人民法院が執行する(同法第207条)。

二 訴訟の具体的な注意点

1 高級人民法院が管轄権を有する事件

Q2: 合弁企業A社は、中国企業B社に商品を引き渡したにもかかわらず、B社が両者間の取引基本契約に基づく支払をしないため、人民法院に訴えを提起することにしました。しかし、中国の下級裁判所は、中国側当事者に有利な判断をすることが多いと聞いています。そのため、第一審を高級人民法院とし、最終審を最高人民法院とすることによって、地域保護的判断をできるだけ回避したいと考えています。そこで、本件において、A社が高級人民法院に訴えを提起することが可能であるか教えてください。

A2: A社がB社に対して請求する金額が一定額以上であるなどの要件を満たす場合には、高級人民法院を第一審として訴訟を提起し、最高人民法院を最終審とすることが可能です。

「一 訴訟制度の概要」において前述したとおり、中国には、基層、中級、高級、最高などの各人民法院が存在し(人民法院組織法第2条)、第一審人民法院がいずれの人民法院になるかは、事件の訴額の大きさ、重大性、地域、事件の種類、当事者の合意などによって決定される(民事訴訟法第18条以下)。

通常の事件であれば、第一審の管轄人民法院は基層人民法院となる(同法第18条)。

これに対して、当該事件が重大な涉外事件や中級人民法院の「当該管轄区内」(例えば省・自治区の中の地区内)において重大な影響を及ぼす事件などの場合には、管轄人民法院は中級人民法院となる(民事訴訟法第19条)。さらに、当該事件が高級人民法院の「当該管轄区内」(例えば一つの省内)において重大な影響を及ぼす場合には、管轄人民法院は高級人民法院となる(同法第20条)。

具体的にいかなる事件が、高級人民法院が管轄権を有すべき「当該管轄区内において重大な影響を及ぼす」事件であるかは、高級人民法院や最高人民法院などが個別に定める基準によるため、それぞれの高級人民法院ごとに異なる。例えば、北京市高級人民法院は、8000万人民元以上の涉外事件について管轄権を有し(京高法発[2000]202号)、広東省高級人民法院は、1億人民元を超える涉外事件などについて管轄権を有している(粵高法[2002]191号)。また、実務上、上海市高級人民法院は、訴額が8000万人民元以上の涉外事件などについて管轄権を有している。

2 当事者の合意による管轄人民法院の決定

Q3: 合弁企業A社は、中国企業B社と取引基本契約を締結するに当たって、B社の本店所在地

(上海市)ではなく、義務履行地(北京市)の人民法院が第一審の管轄権を有する旨の条項を作成することを考えていますが、可能でしょうか。また、北京市高級人民法院が第一審人民法院である旨の条項は有効でしょうか。

A3:A社は、B社との取引基本契約の義務履行地(北京市)の人民法院に管轄権がある旨の条項を作成することが可能です。一方、北京市高級人民法院が第一審の管轄権を有する旨を定めても、かかる条項に拘束力はないと考えます。

当事者の合意によって、第一審裁判所を定めることを合意管轄という。契約の当事者は、書面による契約において、被告の住所地、契約履行地、契約締結地、原告の所在地などの人民法院の管轄を選択することができる(民事訴訟法第25条前段)。したがって、契約履行地の人民法院を第一審人民法院とする旨の合意は有効である。

これに対して、当事者の合意は、審級管轄及び専属管轄の規定に違反してはならない(民事訴訟法第25条後段)。この点、第一審を管轄する人民法院が基層人民法院、中級人民法院、高級人民法院などのいずれであるかを定めているのは審級管轄の規定である(同法第18条～第21条)。したがって、審級管轄の規定によって認められる管轄権を合意によって変更することはできない。例えば、北京市高級人民法院に認められているのは、「1 高級人民法院が管轄権を有する事件」において詳述したとおり、訴額が8000万人民元以上の涉外事件などについての管轄権である。したがって、例えば訴額が3000万人民元の涉外事件について、あらかじめ北京市高級人民法院が第一審管轄権を有する旨の合意をしたとしても、かかる合意は審級管轄の規定に違反した合意であるので、効力を有しないものと考えられる。

3 中国における応訴管轄

Q4: 合弁企業A社と中国企業B社との取引基本契約には、義務履行地(北京市)の人民法院を第一審の管轄人民法院に選択する旨の条項があります。ところが、B社は上海市にある人民法院にA社に対する訴えを提起しました。A社は当該人民法院に対して、管轄権を有する人民法院に事件を移送するよう要求することができるでしょうか。

A4:A社とB社との間の合意管轄が有効であれば、上海市の人民法院は本事件についての管轄権を有しません。したがって、その場合、A社はB社が訴えを起こした人民法院に対して、事件を北京市の管轄権を有する人民法院に移送するよう要求することができます。

但し、A社が管轄について当事者が答弁書を提出する期間内に異議を述べなかった場合には、事件を北京市の人民法院に移送するよう要求することができなくなります。

人民法院は、当事者が答弁書を提出する期間内に管轄権について異議を提出し、その異議に理由がある場合には、管轄権を有する人民法院に事件を移送しなければならない(民事訴訟法

第38条)。したがって、管轄権を有しない人民法院に訴訟が提起された場合、被告は当該人民法院が管轄権を有しない旨の異議を提出し、管轄権を有する人民法院に事件を移送するよう要求することができる。

但し、当事者が答弁書を提出する期間内に管轄権について異議を提出しない場合には、異議を提出できなくなる(民事訴訟法第38条)。したがって、管轄権を有しない人民法院に訴訟が提起された場合であっても、例えば、被告が異議を出さずに答弁した場合などには、事件を移送するよう要求することはできなくなる。なお、涉外事件においては、被告が管轄異議を提起せず、かつ、応訴して答弁した場合には、被告が、当該人民法院が管轄権を有するということを承認したものとみなされる(民事訴訟法第245条)。